環境影響評価の内容及び環境影響評価技術について(評価項目の拡大について)

- 1.基本的事項の参考項目に含まれていない評価項目について
 - 1-1.主務省令において対応している事例

基本的事項の参考項目に含まれていない項目について、主務省令における 参考項目として、「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、 予測及び評価されるべき環境要素」として取り扱っているものがある。

事業種	参考項目	概要
道路	日照阻害	・道路(嵩上式)の場合、「日照阻害」が環境要素として盛り込まれている。
ダム	水温	・ダムの供用段階において「水温」が環境要素として盛り込まれている。
鉄道	日照阻害	・鉄道施設や軌道の施設(嵩上式)の場合、「日照阻害」が環境要素として盛り込まれている。
発電所	水温 流向・流速 温泉	・水力発電所において、貯水池がある場合、工作物の供用段階において「水温」が環境要素として盛り込まれている。 ・火力発電所(地熱を利用するものを除く。)において、施設の稼働時における温排水の「水温」が、工作物の供用時における地形改変等における「流向・流速」が環境要素として盛り込まれている。 ・原子力発電所において、施設の稼働時における温排水の「流向・流速」及び工作物の供用時における地形改変等における「流向・流速」が環境要素として盛り込まれている。 ・火力発電所(地熱を利用するものに限る。)において、施設の稼働時における地熱流体の採取及び熱水の還元の「温泉」が環境要素として盛り込まれている。

上記については、それぞれ以下の主務省令に定められている。

道路:道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測 及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全 のための措置に関する指針等を定める省令

ダム:ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測 及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全 のための措置に関する指針等を定める省令

- 鉄道:鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目 に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための 指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令
- 発電所:発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並び に当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定 するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

1 - 2 . 条例において対象とされている項目

- (1)環境影響評価法の評価項目ではないが、環境影響評価条例において予測・評価の対象とされている項目には、文化財(40)光害(7)地域分断(7)安全性(7)地域交通・交通安全(4)コミュニティ施設(3)集落消失(1)がある(括弧内の数字は条例で対象としている都道府県・政令市の数)
- (2) このうち、多くの自治体が対象としている文化財については、条例において独自に定めているか、文化財保護法で定められている文化財(史跡・文化財や埋蔵文化財包蔵地等)及びそれと同等の価値を有するものまでを対象としており、地域固有の文化財については、条例において措置されている。

なお、文化財保護法においては、以下のような措置がとられている。 文化財保護法に定められている文化財には、有形文化財、無形文化財、 民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群がある。これらの 文化財のうち重要なものを文化審議会の答申を受けて文部科学大臣が 指定・選定等をして、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等 として、国の重点的な保護の対象としている。

指定・選定等された文化財については、管理、保護等に関する規定や現状変更、修理、輸出などに関する一定の制限などの保護のための必要な規定が置かれている。

また、開発等により保護の必要性が高まっている文化財等を対象とし、 指定制度を補完するものとして、届出制と指導・助言・勧告を基本と する緩やかな保護措置を講じる登録制度により、所有者による自主的 な保護が図られている。

2.ポイント

基本的事項の参考項目に含まれていない評価項目については、主務省令において対応している事例と、環境影響評価法以外の法律において規定のある事例がある。

文化財保護法

有形文化財に関する関連条文(抜粋)を紹介。

(指定)

- 第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指 定することができる。
- 2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、 たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

(管理方法の指示)

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関 し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部 科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければなら ない。

2~4 略

(修理)

第三十四条の二 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理 団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2~3 略

(輸出の禁止)

第四十四条 重要文化財は、輸出してはならない。但し、文化庁長官が文化の 国際的交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合は、この限 りでない。

(有形文化財の登録)

第五十七条 文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財(第百八十二条第 二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。)のうち、そ の文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要と されるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2~3 略

(登録有形文化財の現状変更の届出等)

第六十四条 1~2 略

3 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る登録有形文化財の現状の変更に関し必要な指導、助言又は 勧告をすることができる。

(登録有形文化財の輸出の届出)

- 第六十五条 登録有形文化財を輸出しようとする者は、輸出しようとする日の 三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその 旨を届け出なければならない。
- 2 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項 の届出に係る登録有形文化財の輸出に関し必要な指導、助言又は勧告をす ることができる。